

嬉野市議会
議長 田中 政司 様

令和元年 6 月 5 日

産業建設常任委員会
委員長 川内 聖二

産業建設常任委員会報告書

平成 31 年 3 月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第 107 条の規定により報告する。

付託事件名 「水道事業について」

調査理由

現在、嬉野市の水道事業は、塩田地区においては、平成 13 年度より佐賀西部広域水道企業団より給水を受けている。本年度からは嬉野温泉駅周辺区画整理事業の進捗に伴い、利水規模が大きくなり嬉野地区の一部は佐賀西部広域水道企業団から給水を受けている。

また、水道事業再編により企業団との統合の計画もあることから、佐賀西部広域水道広域企業団の浄水場施設の調査を行った。

調査の概要 「佐賀西部広域水道企業団浄水場施設」

調査日 平成 31 年 4 月 8 日 14 時 00 分～16 時 00 分

調査場所 佐賀市久保田町大字徳万 1869 番地
佐賀西部広域水道企業団 管理本館 2 階大会議室

対応者	企業長	秀島 龍介 氏		
	総務課長	桑原 和文 氏		
	工務課長	藤井 秀重 氏	技術監	田端 康久 氏
	経営企画課長	真島 哲也 氏	技術監	小林 敬治 氏

企業団創設

佐賀西部地域の平坦の多くが、古くから干拓事業により造成されてきたという歴史に加えて、山が浅いという地形的な問題から水源に乏しく、これまで水道用水の大部分を地下水に依存してきた。このことが地盤沈下の一因となっており、生活水準の向上等に伴う水需要の増加への対応、更には県土保全の観点から、地下水から表流水への水源転換の要請に対応するため水道水源の確保や水道施設の整備が必要となってきた。

そこで、問題を解決するため、関係市町が協力し、水道用水の広域的有効利用、各市町の重複投資の回避、効率的な施設及び管理、国・県の補助金の導入を図ることができることから経営主体を企業団方式によることとし、広域水道としての用水供給事業を行うため、昭和 61 年 3 月に県の許可を受け、昭和 61 年 4 月に企業団が設立された。

企業団概要

佐賀西部広域水道企業団は、国土交通省直轄の流況調整河川である佐賀導水により、1 日最大 56,100 m³を長期的な水源として、当面 1 日最大 49,000 m³を嘉瀬川から取水し、これを浄水したのち 1 日最大 48,460 m³を江北町にある第一調整池（標高 127m）、武雄市にある第二調整池（標高 112m）へポンプで圧送し貯水した後、自然流下により構成団体である多久市、武雄市、小城市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、西佐賀水道企業団（佐賀市、小城市、白石町）の 4 市 3 町 1 企業団の 12 箇所を受水地（配水地）に供給することを目的としている。

企業団の組織構成としては、執行機関と議会が設置され、執行機関には企業長を置き補助機関に企業職員 25 名と監査員 2 名とし議会議員は 8 名で、各構成団体の長が議員として構成されている。

施設概要

- 工事期間 昭和 61 年度～平成 20 年度
 - 総事業費 約 4 6 3 億円（水源 8 5 億円、用水 3 7 8 億円）
 - 取水・導水施設（取水口、取水樋管、沈砂地、導水ポンプ設備等）
 - 浄水施設（着水井・活性炭接触池、薬品沈殿池、急速ろ過池、浄水池）
 - 排水処理施設（排水池、排泥池、濃縮槽、天日乾燥床）
 - 送水施設（送水ポンプ施設、電気計装設備、第一調整池、第二調整池、中継ポンプ場、送水管 φ 1,000～150 mm L=約 86 km）
 - 監視計装設備（監視制御設備、計装設備、情報処理設備）
- ※ 佐賀導水は、筑後川・城原川及び嘉瀬川を導水路（管路・開水路）で連絡する流況調整河川（総延長：約 23 km）であり、洪水調節、内水排除、流水の正常な機能の維持並びに水道用水の開発を行うことを目的とし、流況調整により 1 日最大 56,100 m³を水源とする。（平成 13 年度から供給開始し平成 20 年度完成）

現在の状況

企業団が取水をしている嘉瀬川の上流部には、嘉瀬川ダムと北山ダムのふたつのダムがあり、現在のダムの貯水量は、昨年より少ない傾向である。理由としては、今年の冬の降雪量が少なく雪不足が原因と考えられるが、施設自体には佐賀導水により嘉瀬川に原水を流し込めるので嘉瀬川の水量としては安定をしているが、豪雨により濁りが発生するが、適切な処理により安心な水を安定して供給をしている状況である。

昨年度の企業団での平均送水量は1日当たり 33,293 m³で、嬉野市（塩田地区）への1日当たりの平均送水量は 2,587 m³であった。

委員会の意見

塩田地区全域において佐賀西部広域水道企業団より供給をおこなっており、今年度から嬉野町の一部への供給も始まり、来年度からは嬉野市の水道事業全体においても企業団との統合の計画を掲げられている。これまでのように、安心安全な水を安定供給できるか、佐賀西部広域水道企業団の浄水場施設の概要や現状の調査を行った。

統合後、これまで以上に広域にわたり供給を行うとなれば水道水の基となる原水の確保ができるのか、また、大きな災害等による断水に対しての懸念や断水時の対応について委員より質問を行った。

原水に対しては、佐賀導水の整備により常時安定して取水され、災害等による断水に対しては、これまで大きな事故もなく、いざ断水となれば佐賀県利水道佐賀県支部で断水した市町に早急に給水を行う防衛協定が結ばれている。また、水質検査室及び管理制御室で常時監視が行われ、人体に対し有毒な成分の流入時などの有事の際には直ぐに送水を停止することとなっている。

また、企業団側として一番懸念することは、施設そのものが電気で稼働するため停電が一番の課題とのことであり、停電対策に関しては大規模の発電機を設けて管理制御室には専用の予備電源を配置し、九電とも連携をして十分な対策を施されていた。

このように緊急時に対し念には念を入れての対策を考えられてはいるが、水は人には無くてはならないものであり企業団浄水場の有事の際、すぐにでも利水できるように、残される浄水場の維持管理についても、企業団には慎重に行って貰わなければならないと考える。

現在、企業団の組織としては執行機関と議会が設置され、各構成団体の首長が組織議員であるが、委員会としては、今後、各市町の水道事業関連の問題や執行機関からの議案に議会の意見を反映させるためにも、他の広域組合組織のように、構成団体の議会からも議員を選任するべきと考える。